

議案第 57 号

渋川市地域活動支援センターかえでの園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市地域活動支援センターかえでの園条例の一部を改正する条例

渋川市地域活動支援センターかえでの園条例（平成 18 年渋川市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市地域活動支援センターかえでの園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事業） 第3条 かえでの園は、次の事業を行う。 （1） 法第77条第1項第9条に規定する創作的活動又は生産活動の機 会の提供、社会との交流の促進その他の<u>主務省令</u>に定める便宜を供 与する事業 （2） （略）</p>	<p>（事業） 第3条 かえでの園は、次の事業を行う。 （1） 法第77条第1項第9条に規定する創作的活動又は生産活動の機 会の提供、社会との交流の促進その他の<u>厚生労働省令</u>に定める便宜を供 与する事業 （2） （略）</p>